

簡易水道事業特別會計予算

議案第27号

平成31年度棚倉町簡易水道事業特別会計予算

平成31年度棚倉町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,575千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成31年3月7日 提出

棚倉町長 湯 座 一 平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		12,451
	1 使用料	12,447
	2 手数料	4
2 繰入金		23,916
	1 繰入金	23,916
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		7
	1 預金利子	1
	2 雑入	6
5 町債		9,200
	1 町債	9,200
歳 入 合 計		45,575

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡 易 水 道 費		23,632
	1 簡 易 水 道 管 理 費	23,632
2 簡 易 給 水 施 設 費		2,479
	1 戸 中 給 水 施 設 管 理 費	2,479
3 公 債 費		19,464
	1 公 債 費	19,464
歳 出	合 計	45,575

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
遠方監視制御装置改修事業	千円 9, 200	証書借入	5%以内 (ただし、 利率見直し方式で借 り入れる場合におい ては、利率の見直し を行った後の利率)	40年以内 (内据置5年以内)。ただし町財政 の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、 又は繰上償還もしくは低利に借換えすること ができる。
計	千円 9, 200			